

令和 5 年 4 月定例舞鶴市教育委員会会議録

開 会 日 時 令和 5 年 4 月 24 日（月） 午後 2 時～午後 2 時 40 分

場 所 市役所別館 4 1 3 会議室

出 席 委 員 廣瀬教育長 内藤委員 四方委員 富川委員 稗田委員 西谷委員

事務局職員

志賀教育振興部長

瀬野教育総務課長

秋原指導理事

川北教育総務課総務係長

日下部学校教育課長

岡本学校教育課指導担当課長

水嶋学校教育課主幹

佐藤市民文化環境部地域づくり支援課公民館担当課長

1 開 会

教育長 開会を宣告

2 令和 5 年 3 月定例・臨時教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

3 諸報告

(1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動を報告

(2) 各課報告

(教育総務課)

① 行事予定について

(学校教育課)

① 行事予定について

② 教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」の 3 月の通級・相談等の状況について

③ 令和 5 年度文部科学省、京都府、舞鶴市による教育制度について

(地域づくり支援課)

① 行事予定について

(質問・意見)

(四方委員)

「令和 5 年度文部科学省、京都府、舞鶴市による教育制度」について確認したい。少人数授業等実施校の校名の後の数字は何を表しているか。

(水嶋学校教育課主幹)

加配教員の人数である。

(四方委員)

指導は教員 1 名につき複数回という理解でよい。中学校は人数が多いが、教科担当によるものか。また、加配教員により授業とは別の指導があるのか。

(秋原指導理事)

指導は 1 名につき複数回。中学校は教科により配置されているため多くなっている学校もある。加配教員は、授業においてクラスを少人数グループに分けて教員 2 名体制で指導したり、授業に 2 名教員が入って指導したりしている。

(四方委員)

特別支援教育支援員の数字も人数か。

(水嶋学校教育課主幹)

そのとおり。

4 議事

(教育長)

令和 5 年 4 月 24 日提出の、第 12 号議案「専決処理の承認を求めることについて(専決第 3 号) 舞鶴市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則の制定について」事務局から説明をお願いする。

(瀬野教育総務課長)

個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため、舞鶴市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則を制定するにあたり、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処理をしたので、同条第 2 項の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの

(質問・意見なし)

(教育長)

第 12 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

(教育長)

令和 5 年 4 月 24 日提出の、第 13 号議案「専決処理の承認を求めることについて(専決第 4 号) 舞鶴市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」事務局から説明をお願いする。

(水嶋学校教育課主幹)

地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改めるため、舞鶴市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正するにあたり、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処理をしたので、同条第 2 項の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの。

(質問・意見なし)

(教育長)

第 13 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

(教育長)

令和 5 年 4 月 24 日提出の、第 14 号議案「専決処理の承認を求めることについて(専決第 5 号) 舞鶴市教育委員会職員の人事異動について」事務局から説明をお願いする。

(瀬野教育総務課長)

舞鶴市教育委員会職員の人事異動発令を行うに当たり、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの。

(質問・意見なし)

(教育長)

第 14 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

5 その他

次回の定例教育委員会は、5 月 23 日(火) 午後 2 時から開催することを確認

6 閉 会

教育長 閉会を宣告

署 名

(教育長)

記 録